

平成22年各会計予算などを議決



第12回町議会定例会は3月5日（金）から16日（火）までの期間で開会されました。初予算などを決定する議会です。ここでは、審議された内容をお知らせします。

今定例会に提出しました議案について申し上げます。専決処分した事件の承認につきましては、1月に判決のありました境西団地内宅地の不同沈下による損害賠償請求事件について、2月に調査いたいた控訴の提起による強制執行停止申立の担保として供託するための平成21年度一般会計補正予算の承認をお願いするものです。

また、条例の改正では、昨年10月の福島県人事委員会勧告に伴い、職員の勤務時間「8時間」から「7時間45分」とするため、職員の給与に関する条例を一部改正するものであります。

補正予算では、国の第2次補正予算のうち、地域活性化きめ細やかな臨時交付金事業に係る一般会計の補正予算を提出いたしました。特別会計については7会計、上水道事業会計の補正予算を提出いたしました。

企業誘致のための南町地区工場用地造成事業として約28,000m²の土地を取得する議案が議決されました。そのほか、議決された平成22年度各会計当初予算については、2-5ページでお知らせしています。

春の全国交通安全運動が実施されます

□運動の基本

子どもと高齢者の交通事故防止

□運動の重点

- ①全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- ②自転車の安全利用の推進
- ③飲酒運転の根絶



町議会

問い合わせ先

62-2111

○運転違反の行政処分強化

※事前に違反や要妨がない場合

平成21年4月1日施行

主な違反	改正前	改正後
酒酔い運転	25点 欠格期間2年	35点 欠格期間3年
酒気帯び運転 飲気0.25mg/L以上	13点 免停90日	25点 欠格期間2年
酒気帯び運転 飲気0.15mg/L以上0.25mg/L未満	6点 免停30日	免停90日
過労運転	13点 免停90日	25点 欠格期間2年
麻薬等運転	25点 欠格期間2年	35点 欠格期間3年

○ひき逃げ・事故の行政処分を強化

平成21年6月1日施行

・ひき逃げ

付加点数23点

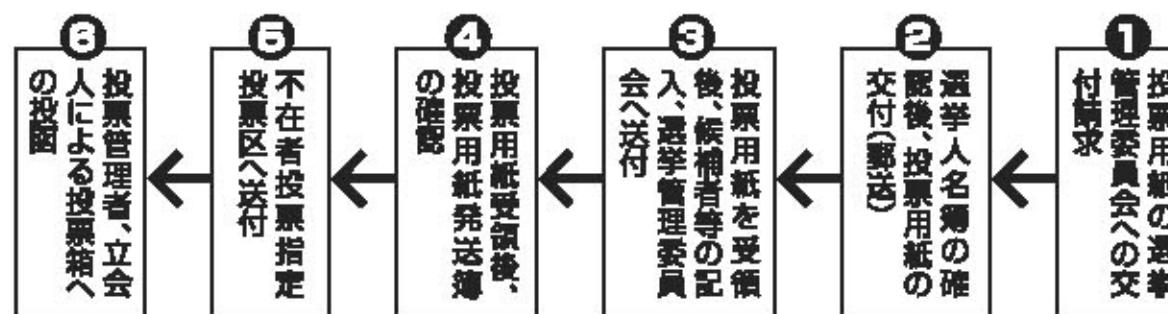
↓ 基準点数35点(欠格期間3年)

・危険運転致死傷等

一律45点(欠格5年)

↓ 45点~62点(欠格期間5~8年)

不在者投票の投票までの流れ



郵便による不在者投票の手続きはお早めに

今年度は複数の選挙の執

行が予定されています。身体

に重い障害がある方や投票所

に行くことが困難な方、また、

介護保険の状態区分が要介護

5の方は、郵便による不在者

投票の制度を利用できます。

この制度は、一定の障害があ

る際には、事前に「郵便等投票証明書」の交付申請が必要

になります。証明書の交付は

時間がかかりますのでお早め

に申請してください。

また、県が指定した病院や

老人ホームなどに入院、入所

されている方のために、その

施設の長を通じて投票できる

制度があります。

不在者投票は、郵便などでやり取りをするため、時間を要します。皆さんのお重な投票を反映させるためにも時間に余裕を持つた手続きをお願いします。

問い合わせ先

62-2111

■報告含む29議案を議決など4件、条例の改正・制定など4件、町道路線の認定及び変更1件、土地の取得1件、平成21年度各会計補正予算9件、平成22年度各会計当初予算12件などの議案が提出されました。

また、境西団地内宅地の不動産による損害賠償事件について、控訴の提起による強制執行停止申立ての担保として供託するための平成21年度一般会計補正予算を專決処分された事件について、控訴が承認されました。

条例の改正・制定では、福島県人事委員会の勧告を受けた事件が承認されました。条例の改正・制定では、福島県市町村議会事務組合から脱退させるものと、団体の名称変更による規約の一部を変更するものです。